

第二十八回
国會

○新潟県に地すべり防止総合対策機関設置の請願(第四七九号)

○宅地建物取引業法の一部改正等に関する請願(第一五九四号)

建設大臣官房長 柴田 達夫君
建設省計画局長 町田 稔君
建設省河川局長 山本 三郎君
建設省道路局長 富樫 凱一君

○日本住宅公団賃貸住宅賃貸料低廉化に関する請願(第一八一号)(第一八二号)
○道路重点政策確立に関する請願(第六二二号)
○岡山県百間川河口堤防修築工事等促進に関する請願(第一六五〇号)

建設省住宅局長 植田俊雄君
事務局側

常任委員 武井篤君
会専門員

○鹿兒島県枕崎市、市米町間道路の二
〇鹿兒島県川内川改修予算増額等に関
する請願(第二二五号)

○一級国道三号線中鹿兒島市新院院町
地内の新上橋と道橋拡幅に関する請
願(第二二四号)

○国土開発道路建設促進に関する請願
(第六二三号)

○都市計画街路環状七号線道路建設促
進に関する請願(第六三六号)

○新潟市砦谷小路商店会に対する日本
建設委員会を開会いたします。

○委員長(竹下聖次君) たたいまより
間最上川に架橋の請願(第一六九三
号)

○山形県尾花町名北長瀬郷中村に
架橋の請願(第一六九三号)

○公営住宅建設に関する請願（第三五号）
金融公庫あし貸償還年限延長の請願
四月十八日田中一碧 杉山昌作君から
委員を辭任され、その補欠として木下

○福島県黄金川砂防工事施行に関する請願(第三〇三号)

○地方道岐阜揖斐川木ノ本線改良工事促進等に関する請願(第三五五号)

○一級国道十号線等整備補装に関する請願(第六九五号)(第七〇七号)(第七〇八号)(第七一五号)(第七一六号)(第七三六号)

友敬君、村上義一君が委員に選任されました。また四月十九日木下友敬君が委員を辞任され、その補欠として田中一君が委員に選任されました。

害特別対策確立に関する請願（第六号）

○一級国道四号線中岩手県前沢町路線舗装に関する請願（第三五六号）

○地名表記訂正に関する請願（第八六二号）

○委員長（竹下聖次君）この際、お諮り

地収用法の一部改正に関する請願
(第一七号)

○愛知縣矢作川美久井橋の永久橋架替
に関する請願(第四一五号)

○栃木県天板町地蔵内川改修工事起
るに際しての請願(第四一五号)

○二級国道飯田浜松線中一節整備促進
に関する請願(第九六三号)

○宅地建物取引業法の一部改正に對す
る請願(第九六三号)

選挙を行う必要がありますが、四月十日に田中君が再び委員に選任されま

の請願(第七四号)(第一六六号)
分県大分県派川裏川の直轄区域編
関する特別措置法に基く事業費国庫
補助増額の請願(第四五九号)(第八
号)
岡山県神代川改修工事施行に関する
請願(第一三五四号)(第一五〇一号)
したので、理事の補充互選は成規の手
続を省略して、私から田中君を理事に

「異議なし」と呼ぶ者あり

—

○委員長(竹下豐次君) 御異議ないと認めて、私より田中一君を理事に指名いたします。

○委員長(竹下豐次君) これより首都圏市街地開発区域整備法案を議題といたします。まず、首都圏整備委員長から提案理由の説明を聴取いたします。

○國務大臣(根本龍太郎君) ただいま議題となりました、首都圏市街地開発区域整備法案につきまして、提案理由及びその要旨を御説明いたします。

この法律案は、東京都を中心とした一都七県にわたる首都圏の建設とその秩序ある発展に寄与するため、市街地開発区域内において実施せられる宅地の造成、その他市街地開発区域の整備、に關し必要な事項を定め、市街地開発区域を工業都市または住居都市として発展させることを目的としたものであります。

もともと首都圏整備法の第二十六条におきまして、「市街地開発区域の整備に關し必要な事項は別に法律で定める」と規定いたしておるのであります。が、本法案がこの条項に基くものであります。

首都圏の中核地を形成する既成市街地へ向つて流入する膨大な産業と人口の集中傾向を緩和し、首都圏の地域内の産業及び人口の適正な配置を期し、また、市街地開発区域いわゆる衛星都市の育成発展をはかり、ここに、首都へ流入しまたは首都から分散する産業及び人口を吸収定着せしめる必要があるものであります。

この市街地開発区域の育成発展をは

かりますためには、種々の整備方策を法律の裏づけをもって講ずる必要があります。

以上がこの法律案を提出した理由であります。以下その要旨について御説明申し上げます。第一に、市街地開発区域の整備のために、事業計画に基いて地方公共団体が実施する土地の西整理事業、工業用水道の布設その他の事業に對しまして、国が必要な資金の確保その他の援助に努めること、第二に、地方公共団体または日本住宅公団が一団地の宅地を造成する場合、は、關係行政機関が、その宅地造成事業が円滑に遂行され得るように配慮を行うこととしたのであります。

さらに、首都圏整備委員会が、市街地開発区域の発展に寄与するための鉄道軌道の新設を行おうとする者に対し、また、市街地開発区域内に整備計画に照して定める工場を新設、増設しようとする者に対し、その建設資金のあつせんに努めること、あるいは市街地開発区域に立地して工業を経営する者に対し、国有財産法の延納の特約を行い得ること等、市街地開発区域の整備のために必要な事項を規定したのであります。

以上が首都圏市街地開発区域整備法案の提案理由及びその要旨であります。が、何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決されるようお願い申し上げます。

○委員長(竹下豐次君) 次に事務局長から逐条の説明を聴取したいと思ひます。

○政府委員(吉岡憲一君) ただいまか

ら逐条につきまして御説明を申し上げます。

まず第一条でございますが、これは目的を定めております。すなわち、本法案は首都圏の建設とその秩序ある発展に寄与するため、市街地開発区域内における宅地の造成その他市街地開発区域の整備に關し必要な事項を定め、市街地開発区域を工業都市または住居都市として発展させることを目的としたのであります。

これは、首都圏整備法第二十六条に、市街地開発区域内における宅地の造成その他市街地開発区域の整備に關し必要な事項は、別に定めると規定をいたしております。また市街地開発区域の性格は、首都圏整備法第二十条の規定により、工業都市または住居都市として発展させることを適当とします。既成市街地の周辺地域内の区域でございまして、これらを明確に本法案の目的として掲記いたしましたのであります。

第二条は定義でございまして、これは以下の条文に出て参ります「市街地開発区域」という字句の定義を規定したものでございまして、

第三条は、市街地開発区域の都市計画の規定でございまして、

まず、第一項の規定でございまして、これは現在都市計画法の第二条は主務大臣の指定する町村の区域に於て、主務大臣が決定することとしておりまして、第二項には、主務大臣が必要と認めます場合には、關係市町村及び都市計画審議会の意見を聞いて、第一項の区域にかかわらず都市計

画区域を決定することができることになっております。

首都圏整備法に規定する市街地開発区域の指定は、単一の市町村の行政区画のみに限つておりません。主務大臣の指定する町村以外の町村の全部または一部が市街地開発区域になることもございまして、この場合には市街地開発区域の指定に當つては、首都圏整備法の規定によつてあらかじめ關係市町村の意見を十分聞くことになっております。都市計画法第二条第二項の規定による市町村の見聴取は、これを省略することにいたしましたのであります。

次に第二項の規定についてであります。これは市街地開発区域が指定されますと、首都圏整備法に基き、その区域についての重要施設の整備計画が作成されることになっております。これらの計画はおおむね都市計画によつて裏づけがなされる必要があり、また、本法案におきましては、計画が決定したときには、建設大臣は、すみやかに決定された整備計画に従ひ、都市計画法の規定による都市計画を決定するように努めるものといたしておるのであります。

次に第四項でございまして、これは地方公共団体の行う事業に對しての国の援助に關する規定であります。

市街地開発区域の育成発展をはかり、また、その立地条件を良好ならしめる必要があり、關係の地方公共団体においても公共施設の整備を種々行う必要があるものであります。が、その

行う事業に對しまして國が援助をなすことを規定したものであります。

すなわち、市街地開発区域に關する整備計画を実施するための毎年度の事業計画のうち、地方公共団体の実施します土地の西整理事業、工業用水道の布設その他の事業につきましては、これらの事業のために必要な財政的援助に努めることといたしまして、これらの事業の推進をはかることにしたのであります。

次に第五項であります。これは宅地の造成に對しての配慮の規定であります。この宅地と申しますのは住宅建設の用地のみならず、工場建設のための用地も含む意味でございまして、市街地開発区域は、第一の目的にあり、工業都市または住居都市として発展させることにしておりますので、その区域内におきましては、積極的に宅地の造成をはからなければなりません。そこで、本条におきましては、地方公共団体または日本住宅公団が、事業計画に基いて、市街地開発区域内の一団地の宅地の造成を行う場合には、農林省、建設省等關係行政機関の長は、その宅地の造成が円滑に遂行されるよう配慮することとし、農地の宅地への転用等が円滑に行われますよう期待しておるのであります。

第六項は、財政再建団体についての配慮の規定でございまして、

地方財政再建促進特別措置法は、昭和二十九年の赤字団体である地方公共団体で、財政再建計画を立て、自治庁長官の承認を受けた団体を、財政再建団体と称しているものであります。が、首都圏内のこの財政再建団体が、

市街地開発区域に指定されますと、市街地開発区域の整備のために種々事業を実施することになりますので、当初の財政再建計画を変更する必要があることが予想されるのであります。この再建計画の変更は、市街地開発区域の指定に伴う事業の増大という国家的見地のものであることにかんがみまして、自治庁長官は、この変更承認に当って、これら事業の実施が確保せられるように配慮するものとしたのであります。

次に第二項でございますが、これは地方財政再建促進特別措置法によりまして、昭和三十年度以降の年度において歳入欠陥を生じました地方公共団体につきましても財政再建団体と同様、財政再建計画をたてて、地方財政再建促進特別措置法に規定します利益を享受できることになっているのであります。この地方公共団体が、市街地開発区域に指定され各種の事業を実施するため、財政再建計画に変更を加える必要が生ずる場合もあり得ますので、本法案の第一項の場合と同様の措置をとることとしたのであります。

次に第七条でございますが、この規定は国有財産の売却代金等の延納の特約の規定でございます。工業都市として発展させることを適当とする市街地開発区域におきまして、政令で定める製造業、物品の加工修理業も含んでおりますが、または電気供給業もしくはガス供給業を営む者に対して、その事業に必要な工場またはこれに附置される試験所、研究所等の用に供するため、普通財産でありま

当該事業者に国有財産を譲渡すること

がその市街地開発区域について定められている整備計画に照らして適当であると認められ得ます場合には、各省各庁の長は、その売却代金または交換差金について、確実な担保を徴し、かつ利息を付して、十年以内の延納の特約をすることができ旨を規定したものであります。現在、国有財産特別措置法第十一条には、政令で定めま

要産業に属する事業を営む者のみ十年以内の延納を認める規定はござい

ますが、本条におきましては、重要産業という概念ではなく工業都市たる市街地開発区域の育成発展をはかるという観点から、政令で定める事業を営む者で、その市街地開発区域の整備計画に照らして適当と認められるときには、十年の延納を認めることとしたのであります。

第二項、第三項はこの延納の規定に伴って必要な条項を定めております。次に第八条でございますが、委員会の行う資金のあっせんに関する規定でございます。市街地開発区域の育成発展をはかり

当であると認められる場合には、その行う者に対して必要な資金のあっせんを努める旨を規定いたしております。すなわち市街地開発区域の整備計画に照らして適当であると認められる工場の導入は、その市街地開発区域の育成、発展のため必要でありま

す。最後に附則でございますが、これは、施行期日を定めるとともに、第八

条の委員会の資金のあっせんの規定に

改正を加えたものであります。以上で簡単にござい

ゆる近代的都市としては非常な障害を来たしてゐるのであります。これが解決のために従来首都圏建設委員会が

りまして、これは与野党とも強い要請がございまして、首都圏というかなり広域建設計画になったわけでござい

て、今までも必ずしも十分に理解されて

いないということが一つと、もう一つは、ある程度の所有権その他私権の制約が伴われるという意味におきま

進するのが正しい行き方なんです。むろん両院の国会議員は国民の代表なん

でございまして、それが全部了承し

ておられる国民の各層に対して

も、理解はさせ得ると思つてゐる。私

のものとは考えておりません。おりませんが紙に絵をかくようなことだけをやつたのでは実効はないわけですね。利益を受ける者は期待はずれになる。そうしていつに抗を強めてくるという、反対の側の抵抗を強めてくるというのみならず、この法律をやるならば、なぜ土地収用法にあるのを付則でこれを指定するというような措置をとらなかつたのか、建設大臣に伺います。

○国務大臣(根本龍太郎君) 土地収用法をこの整備計画の中に適用するということを明定すべきだと、こういう御意見であります。御承知のように土地収用法については全体として実は検討いたしております。しかしながら何分にも国民の権利を制約して、主権の相当の制限をするということになりますので、これは慎重に慎重を期しております次第でございます。実は当初今国会に提案しようと思いましたが、これも関係方面とのさらに意見調整をすることが必要と認めまして、全体的な土地収用法の改正は差し控えたのであります。これは近く成案ができ次第十分検討の上考えたいと思っております。ただこの整備計画の付則に、直ちに収用法の適用ということも明定しますと、一面においては事態の解決の促進の一つの動機になるとも考えられますが、他面からすれば、さなきだに首都圏の構想に關しまして、特に利害関係者が危惧の念をもつて理解されないままに、今度は相当の抵抗がさらに激化するといふことを実はおそれている次第であります。その意味におきまして、今回の整備法案にはその旨を規定しておりませんが、施行の過程にお

いて、どうしてもそういう法的措置をこの中に明定する必要があるというこゝとになりますれば、十分研究いたしたいと思ひますが、今回は整備計画を立てるに當つての基本的構想を、そしてまたそれに対する政府機関の協力、補助、助成という点を重点として考えた次第でありまして、これが実施に當つての収用法をどういふふうにするかというところは、これでも適用できるわけでございますから、ただこれをすべて収用法によつて整備計画の裏づけにするというところは、必ずしも適当じゃないんではなからうか、かように考へて今回提案したような内容になつておる次第でございます。

○田中一君 それはひろく土地収用法の第三条に規定されておりますところの第三十五の事業というものの、この首都圏整備法にきめておりますところの、第三章二十一条の3に示しておるものは、ここには該當しておりますけれども、やはり首都圏という一つの、しる想を総合的に表わすには、個々のものだけでは解決されないで、ある場合には下水道に対してはこれは認められた、しかしながら道路を認めぬというようなことがあるかも知れません。こういう場合は認めなければならぬ。タシ業者は認めぬということがあつてもいい。従つて個々の問題は両方の法律を照合してみると可能であるけれども、首都圏そのものは総合計画なんです。決して個々の事業の計画じゃないんです。ほんとうに真剣にやるつもりならば、やはり土地収用法をこれに指定して、これによつて事業を推進するといふことがなければ、これ

は絵にかいたもちです。何ら進むものじゃないです。ことに首都圏整備委員会などは少数の人間がおつて、建設大臣が委員長になる、――建設大臣といふものは個々の事業を所管するものであつて、それが兼務で首都圏整備委員会の委員長なんといふことは、根本さんの頭にはそんなこと、秋田辺なら別ですけども、東京都のことなんかにはそんなに熱を上げられるものじゃないですよ。その現状からみればなぜ土地収用法を適用するような措置をとらなかつたのか。一体建設大臣並びにこの事業に指定される所管の大臣といふものは、土地収用法というものは主権を脅かすものであるという前提に立つから間違ひを起すのです。私は今日あるところの土地収用法という法律は、国民の権利を守るためのものであるといふことは断言できます。ところが多くの官庁職員諸君は伝家の宝刀としてそれを隠しながら、土地収用法を發動いたしますとあなたは損になりますから、この辺で話し合ひをいたしましよつたといふことをして、今まで国民をだましてきておるのです。役人が強いのではないのです。法律が強いのです。法律がある精神をはつきり示しておるにもかかわらず、役人の口一つでどまかせようといふ考えを持つから、国民が納得しないのです。ことごとく土地収用法を發動して、是非を明らかにするような方途をとるならば、どの場合でも国民は納得いたします。私の知つてゐる事例でもこういう例を知つております。最近の例で話し合ひで補償問題を解決した、ある一人の者は解決した。一方同じような事例で、判決で補償をもらったときの金の方が多

かつたという例を知つております。土地収用法そのものを悪用なさる役人がいるから国民は納得しなくなつてくるのです。私はこの市街地開発区域整備法案はほんとうの背骨の入らないもので、実施できるものではないと思つております。おそらく事務当局では、これに土地収用法を適用しようといふ条文を入れたかつたでしようと思つたのです。なければ適用できやしません。土地収用法を適用する事業に対してすら抵抗が強いにもかかわらず、こんなものはできつこありません。そして土地収用法というものは伝家の宝刀で、これを發動すると国民は損する、ひどい目にあうぞという印象を宣伝しているあなた方が悪いのです。法律そのものは、私は常に言つてゐる、物には物をという思想が入るならばこれは完璧です。国民の権利を守るための土地収用法を、なぜどこに抵抗があつて入れたんですか。他の第三十五の事業といふものは、はつきりと適用されたにもかかわらず、なぜ市街地開発整備計画の中に抜いたんですか。そんなことでは全然この事業を行うという意図がないのだと私は断定せざるを得ないのです。幸いここに審議会の委員の重盛君、石井君がおられるのですから、こういう法律案がおそらく審議会にかつたのだらうと思つたのです。(石井桂君「それはいかからない」と述べ) かわらないか。あんな法律案を出して東京都民並びに付近の区域内の住民をだましてはいけません。する意思なんかありません。で、こゝにありません。次の国会でもこれに対してほんとうの魂を入れるといふような法律改正をしなけれ

ば、そんなものほんとうに絵にかいたもちです。私はもうそれ一つで、こんなもの解散さう前の会期末に審議するのはまづびらだと思つております。じつくりやれやしない、くどく言うけれども、土地収用法を適用した事業ですらできないのです。なぜかといふと、これは国民の私権を脅かすものであるという思想をもつて役人が国民に宣伝して、話し合ひでものをきめましようといふばかり言つてゐる。話し合ひできめて、片方で訴願してやつた場合、訴願してやつた場合の方が補償金が多かつたという事例を建設大臣知つてゐるでしよう、あなたの方の事業関係です。知つてますでしよう。私はことごとく土地収用法という国民のための、国民の権利を守る法律があるから、どの事業でも全部これを適用してやるということならば、なるほど最初のうちは時間がかかりますが、一つ二つ判例というものができてくると国民は納得するものです。この点についてこれは根本さん、解散になると今度は内閣かわるでしようから、いつまでもあなたが大臣続けておられることを希望しますけれども、まあ最後の建設大臣として、土地収用法に対する所管大臣として、ほんとうのあなたの腹を示していつて下さい。

○国務大臣(根本龍太郎君) 田中さんが、土地収用法はこれは決して私権の侵害ではなくて、国民の権利を守るといふ精神のものと、それが公共の福祉という点に立つて中されるならば、その通りだと思います。が、しかしながら同時に、公共の福祉を増進するため、ある特定の個人の権利を制限することもある事実だと思ひます。そのか

ね合いをいかに上手にやっていくかが要するに政治であり、行政であろうと感ぜております。そういう意味におきまして、国家の重要事業については収用法を全面的に発動すべし、こういう御見解、これは傾聴いたしておりますが、しかし同時に、このすべてを民主主義國家において収用法の適用だけでやるということよりも、やはり一応国民と直接に話し合いによって解決するということが望ましいという声は相当強いのでございまして、そういう状況等も勘案しながら、しかし最終的にどうしても個人の利益に膠着して、そのために公共の福祉に阻害されるところ場合には、収用法を適用して貫徹しなければならぬと考えております。先ほど申し上げましたように、収用法の根本的改正、このためには現在の機構そのものについてもこれは検討しなければなりませんし、また田中さんが言われるるとき、収用の根本概念が国民の権利を守る、いわば公共の福祉のためにやるのだというその精神を、現実の運用面において完全に実現でき得るようには、これは総合的な調整をしなければならぬ。そういう観点において、近き将来において土地収用法を全面的に再検討の上、改正の提案をいたしたいと考えております。

○田中一君 私は土地収用法改正絶対反対、あなたこの条文を読んでもおらないのですよ。この現在の、たしか四、五年前にできたところの土地収用法というのを読んでおらないのです。あなたは、やはり旧官僚的な思想を持ていらつしやるから、古い収用法というものの概念をあなたは持つていらつしやる。今の土地収用法はそんなもの

じゃないのです。このくらい全く、改悪をしようという思想が一部にござい

ます。請負人とか電発会社等が改悪をしようという考えを持っておられます。これは、とても時間がかかって、あまり民主的、あまり国民の権利を守り過ぎてい

るという非難が相当あるのです。だからこれを実行してごらん下さい。これは道路局長がいればすぐわかりますけれども、道路の土地収用の問題で、話し合いで済んだもの、片っ方は訴訟して裁判で済んだもの、補償は判決の方が高かった、こういう事例が現にできているのです。国民は民法上の私有財産権というものは、どういう制約があるか、よく知っております。国が滅びてわれわれの財産も生命もな

いわけなんですから、むろん、ひいていえば民族のためにわれわれの私有財産権は認められている、日本民族のためにわれわれの所有権があるのだというところは知っております。そこで、この現在の土地収用法というものは、全く守れないの一点です。これは何かと申しますと、一つのある環境にある家を取った場合には、同じ環境の家を作つてやるのが一番望ましいのです。何分とも日本は土地が狭くて、物には物をという思想が、同じ条件のもの、環境のものは作れないから、金銭補償という点になつてゐるが欠点でありますけれども、これはよくでき

てゐる法律はないと思ひます。これはその御理解が建設大臣には私はないと断定せざるを得ないのです。確かにない。ただ旧土地収用法の考え方をもつてこの法律を適用するということは、非常に危険です。役人なんかこれ

適用させたら一番こわいのです。そうして、現在でも土地収用法にかかつて最後の断を下されているのは、紛争に紛争を重ねて、そうして最後にやむを得ずかけるということが多くあるのです。あとまだましなり、さかしなり、つねたり、なでたり、あらゆる手を用いて国民を騙して納得させようという、行政権の悪用のみが現在の姿で表われているのです。日本は立憲國です。この法律でことごとく適用してやつて、そうして全くそれが納得される判例が出てくるならば、土地収用法というものをすべてそれを発動してやればいいのです。従つて、その場合には計画的な事業計画になるわけですね。思ひつきの計画ではだめなんです。そういう点を考えれば、建設大臣は土地収用法に対するあなたのこれからどうしよう、こうしようという考え方は全く間違ひである。もしも、あなたが大臣おやめになつたら、秋田県の方でも相当こういう問題がございまして、土地収用法を十分御研究なさることが望ましいと思ひます。こういうことを言つて怒らんで下さい。

申し上げたいのは、私はこの法律に賛成いたします。賛成いたしますが、事業を遂行しようという熱意がそこで欠けている。これはおそらく閣内のこの方面に、あるいは行政機関のこの方面にどういふ抵抗があつて、その初めの意図というものを失つたかというところを、一つ明確に、事務局でもよろしゅうございませうから、ここで説明していただきたい。

○政府委員(吉岡憲一君) 今お話を十分わかつたのですが、ただ、今までの土地収用の規定の仕方が、結局個々の

事業について土地収用を規定しております。たとえば、道路の問題であれば道路について。

○田中一君 それは私が申しました。どこでどういふ障害があつて変えたかということですね。

○政府委員(吉岡憲一君) それではありますから、市街地開発区域に關連して事業をやりますために、不足する部分を、結局工場を将来建てるために土地をあらかじめ取得する、それについて土地収用が欠けているわけですね。住宅については規定があるのでござい

ますが、工場団地の取得について欠けているのであります。工場団地の取得について土地収用をできるようにしたいということ、関係方面と折衝をしたのであります。工場を将来持つてくるために土地を収用する、その点についてやはり従来の考え方からすれば、多少疑問の点がないでもない。そういう点に議論があつて、結局もう少し研究をしようということ、今回の提出は見合せ次第であります。

○田中一君 そうすると、事務局としては、整備委員会としては、その熱意は失われないでいるのですか。

○政府委員(吉岡憲一君) その熱意は失つておりません。将来研究をいたします。

○田中一君 そこで、一応将来はそうした国民の納得する土地収用法の適用をさせて、事業の遂行を促進するといふことで了解いたしますが、やたらに工場々々といふことがここに書いてある。大きくいへば工場の、産業計画というものは首都と直接どういふ関係があつて、どういふものを誘致しようという考えを持っているのか。近ごろや

たらに工場誘致、どの工場を、どういふ業種の工場を持つてしようとするのか、非常にばやけたものなんです。私は、都市の生活には新鮮な野菜等の方が望ましいのです。新鮮な野菜を周辺から取り寄せて、それこそ何といひますかアメリカ駐留軍がやつておつた水作りといひますか、泥を使わないような野菜でも作つた方がずっといいのです。市民の生活には、やたらに工場工場と言ふがどういふ工場を考えているのか。今日は紡績工場は何といひますか後退の一步をたどつております。どんなものをここへ持つてこようといひのか、そしてそういう産業構造と首都圏の整備計画とはどちらが先行するかということですね。これはそういう点も十分に経済企画庁あたりと相談の上、日本の東京都市七、八百万、それに関係するところの日本橋を中心として五十キロといふことになりまして、何百万ものちやよつと計算できませんけれども、相当な数に上ると思ひます。それらの者が完全に首都圏内において平和な生活を営み、失業者をなくするといふ構想のもとに立てられてゐる首都圏内を誘致しようとするのか、これを明らかにしていただきたい。そうして先ほども言つてゐるように、委員会ではもはや事業計画というものは一応きまつておるというならば、その事業計画書を資料としてお出し願ひたい。

○政府委員(吉岡憲一君) 市街地開発区域に誘致をいたします工場の問題でございまして、市街地開発区域はそもそも既成市街地内に集まります人口をなるべく分散したい、将来予想される

人口を分散したいということでございますので、やはり割合に小さな面積に相当たくさん的人口を集めるということになると、どうしても工場等が適当であろうというのでまず工場を考えたとこの既成市街地の人口の制限の方になりますと、学校をも考えているのであります、学校をこの市街地開発区域にたくさん集めるということ、これも場所によつては考えたいと思つておりますが、工場ほど重点的には考えていないのであります、しかばその工場はどういう種類のものと申しますと、これはあらゆる種類の工場を考えております。ただ内陸地帯の工場になりますので、どうしてもそういう方面からくる制限はあると思ひます。

○田中一君　工賜々々とやたらに言うけれど、道路の問題、工業用水の問題、飲料水の問題、交通機関の問題をそれらのものが一つ一つ前提となつて解決されなければ、これまた絵にかいたもちなんです。日本橋を基点として五十キロの円をかいて、それが首都圏でございませうというような考え方は、どこの世界にございましたか。アメリカの建国時代だってそれほどりつぱな構想はなかったと思うのです。後藤新平さんが生きていた時分に東京市というものを考えられた。これだって今の計画の何十分か何百分の一の計画です。日本の経済力、今日の経済力、国民の生活程度、ましてや何ら生産をしない自衛隊をまたこしも一万人もふやして、どこに何をしようとするのですか。全く絵にかいた計画なんです。従つて、年度計画であるところの整備

委員会の事業計画をお出し下さい。そうして工場はどういう工場を何年度にどこにどういうものを作る、ということとを明らかにして当委員会に報告して下さい。何をやるかとするのですか。

○政府委員(宮岡憲一君) 市街地開発区域をそれぞれ指定をいたしていくのであります。この市街地開発区域は、どの工場を持つてくるという具体的計画はいたしてないのであります。結局土地をあらかじめ取得し、それを工場へ渡すことによつて、やはり工場が来やすいようにし、土地の問題をそういういふ点で解決をつける。それからただいまお話の道路であるとか、あるいは工業用水その他のものは、整備計画でそれぞれ計画を立てる予定でございます。その方面の資料は提出をいたします。

○田中一君 一つの計画を立てて道路一本を作りますと、その付近の土地はまた値上りをするのです。いいですか。ある工場一つ作ってそこに工業用水の相当の量のものを導入いたしますと、隣接の土地は値上りをするのです。従つて、地主なり一部の投資家に利益を与えるのみなんです。そこを考えたければいかぬというのです。やるならば五十キロ内ものを、納得の上に立つて地価を上げないというような政策がまず先行することです。そうしてその区域内におけるところの住民が平和な安定した生活することができると、という計画のもとに一切の全面的な計画を立てて、値上げを第一にとめることです。そうしなければ年々事業というものは大きな抵抗にぶつかる。当然なんです。だからこの法律には究極賛成はいいたします。党できま

ているから反対はできないのだ。私はほんとうは反対したいのですよ、ほんとうはこれは納得できないのですが、党できめておるものだから……。ことに同僚がみんな賛成するものだからどうにもならぬけれども、こういう計画を持つことは間違いないですよ。やるならばほんとうに日本の産業構造から見直しを立てた計画的な経済政策

を立てなければ、一部の投資家、地主、金持を太らすのみなんです。そうして年々事業の前進とともに抵抗が強まってきて、途中で打つちやる以外にないのです。もとの産業構造から確立して立たなければだめなんです。具体的に言うと、その産業構造が立てられるのが先決か、それから第二として少くとも今言う人間が住む状態、工場が作業を開始する状態というものの計画

が先か、その場合には一切のものの地価その他の諸権利、権利というものはこれは物ではないのですから幾らでも上って天井がないのです。こういうものを抑制する措置をとらなければ完全な計画とは言えないのです。私はその中であなたの方が利益をむさぼると思っておりますが、自由経済の今の社会ではそれこそ打ってつけなんです。だから五島何とかさんという人なんかは、あなたの方の計画を早耳をして、さつそくその隣接の土地を安くたいて買っている。そういう政治はよろしい政治とは言えないのです。私はまだ二、三点あるのですが、どうも私に質問すると、しやくにさわって、つい言葉が荒くなつて、あなたの方のきげんを損じますからやめますが、こういう計画をやるならば、さつきも言っているように、総合的な土地収用のワッ

を掲げて、第三者の公正な判定のもとにそれを補償するのだ、という前提に立たなければほんとうの事業遂行というものは期せられないと私は固く信じています。しかしどうも覚できめたから賛成します、賛成しますが、この辺をもっと聞きたいが、興奮するといけませんからやめます。

○石井桂君 私関連して。田中さんの質問が、首都圏市街地開発区域整備法案の何といひますか、工場計画や何かについてあった。その場合にふたたびは、今既成市街地からここに工場なり住宅を持つてくるのだ、という御説明をなすつて、首都圏整備法の根本政策としては、過大人口の防止にあるといふ御趣旨の説明をしたように承わつたのです。それはそれでいいと思うので

すが、開発区域の整備法案を出して工場なり住宅地をそこに開発するのだけれども、既成市街地からそこに来ると、埼玉県の方から来てみたり、茨城県の方から来てみたりすると、首都圏の過大人口の集中を防止すると、こう言うのだけれども、結局ますます人口を増加する方に拍車をかけることになりませんか、こういう疑問がどうしても起ると思うのです。首都圏というのは広いのです、開発区域をどさり作ってそこへまあニュー・タウンを作っていくわけですから、その場合既成都市からそこへ何といいますが、疎開していくというようなふうに持つていけば、これは法律の目的にかなうわけです。ところがひどいことをいえば、北海道や青森から来てしまつて、結局首都圏の既成都市も大きくなれば、開発

地域も大きくなってしまふということでは非常に工合が悪いのだが、それもあるが、防犯策がどうか裏づけがないかということが疑問なんです。これは根本問題だと思ふ。それはどういうふうに考えておられますか。

○委員長(竹下聖次君) ちよつと申し
ますが、今本会議再開のベルが鳴って
おります。しかしこの委員会と本会議
と並行することについては手続
をとっておりまから、委員会はこのの
まま継続したいと思ひます。

○政府委員(吉岡憲一君) 今お話の既成市街地の中の人口を外に出すという直接的関連は、これはございません。ただ将来予想しております工場その他の制限の法律で、既成市街地に制限をすれば幾分は出ていくだろうと、今お話の九州あるいは四国等の工場が首都

にくるじゃないかと、こういうことが考えられないでもないです。ただ今までの人口の配置等を見ますと、東京へ出て参ります人口というのが、近県の人口が非常に多いのです。従つて近県に市街地開発区域を作つていけば、相当程度そこに吸収できるじゃないか。こういう見込みのもとにやつておるのでございまして、今お話の理論を厳しく突き詰めていけば、首都圏整備の考え方というものは、多少の穴があることは、認めざるを得ないと思ひます。

○石井桂君 私は今の事務局長の多少の穴という程度じゃないと思うんですよ。有力な九州の大工場がちょうど首都圏の中心に来ることを、最近新聞で見たんですが、相当の大きな工場です。ですから開発区域の案はいいんだと思います。私はこの開発法と並んで出けれど、

る方がおられていられるところに、今の説明ができていないところがあると思う。つまり何と云うか、片一方に押える方法があるに違いないと思うんですよ。片一方は伸ばす方法、これは二つのおみきとつくりのようにそろえて出さないとい合が悪いのですが、開墾法だけが先に進み出ちゃった、こういうところに私は説明がつかないところがあるんじゃないかと思うんですよ。その点はいかがでしょうか。

○政府委員(吉岡憲一君) 既成市街地内の学校でありますとか工場等の入ることを制限する法律を、片方で考えておるのであります。多少関係方面の連絡が十分につかなくった点もありまして、今回は見送ったのでありますが、なるべく早い機会に出したいと考えております。ただ人口の吸収ということ、現在の人口を分けるということであれば、割合に簡単かも知れませんが、将来ふえる人口をそちらへ引きつけるということでありまして、非常に困難な点があるわけでありまして、

○石井桂君 了承しました。

○委員長(竹下登次君) ほかに御発言はございませんか。

○重盛壽治君 私は今までに田中委員から言われたと思うんだが、この法律を作ったことで一体どれだけ進むかというのを考えなくちゃならぬ。もう一つは、今までやってきた首都圏の仕事の内容を見る場合に、首都圏が予算を持って、そうしてかなりすごい力でどんどん進めてゆくという場合には、一つの仕事が進むと思うんですよ。ところが遺憾ながら今年の場合には、根本さんもかなり努力をしてくれたようにだけれども、首都圏の予算の独立化と

いうものは、われわれは要望しておったんだが、できず、しかも内容は各省各庁の中へ、これが首都圏のものだというので、無理に掘り出してきて、首都圏の分は幾らか関係予算はこれだけとりました、というふうにつつまを合せたようなさびしい状態だと思ふんですよ。ところがやはり基本がはつきり確立されなければならぬものを作ったって仕方がないし、首都圏が動いておるのだというセスチュアのために作る格好では、ほんとうのこの首都圏の充実にははかられぬと思うんだが、ちょうど根本さんもおられますが、首都圏の将来の、たとえば予算の一点に關してはどう処理してゆくかというこの点を、もう一べん基本的に根本さんから御意見を聞かしてもらいたいと思うんですよ。

○國務大臣(根本龍太郎君) 首都圏の關連する事業の予算の一本化ということとは、すでに阿院の建設委員会御決議がなっておりますのであります。私もこれを極力やりまして、関係省との間の意見調整が最後できまないと、そこでやむを得ずこの各省において首都圏のために使う経費を抜き上げて、これを明確にいたしまして、今後ともこれは大蔵省並びに関係省と十分に話し合ひをいたしまして、御趣旨に沿うように努力をいたしたいと考えております。

○重盛壽治君 これは根本さんが今まで努力をされたことはわかるんだが、そこで問題は、あとだれが建設大臣になっても見通しというか、予算の一本化という、首都圏がほんとうに力を

持つて、先ほど言われた工場問題、人口の問題、住宅の問題を解決しようというなら、どうしても予算の独立化をはからなければいかぬと思うんですよ。その見通しが従来より前進する方向にあるのか、それともどうも今年もやってみなければ、これはこのまま並行線で行く、あるいはあまり見通しがない。この三つに分かれると思うんですが、いずれに属しますか。

○國務大臣(根本龍太郎君) これは明確に申し上げることは困難だと思ふんですが、私の政治的な力が足らなかつたせいもありまして、相当やりまして、現実には相当抵抗の強いということと、委員会の決議があるということ、それから私が担当やりまして、建設省は私が専任しておりましたから、その方向に踏み切らせるところまでできましたが、他の省はなかなかこれはむずかしいのです。それからまた大蔵省におきましても、また首都圏というものは総合的な施策であつて、道路は道路として、あるいは上水道は上水道として、さらにはまた交通運輸関係では、あるいは国鉄の仕事としてその一貫性のもとに、しかもそれが総合的には首都圏のあれになるということであるならば、やはり原局に、はっきりとしてその使ひ方を明定するだけで足りるじゃないか、こういう議論の方が圧倒的に強いのです。そこでやむなくこういうふうになりましたが、最も有力な委員長が来まして各省大臣を完全に掌握し、事務当局その他のものを脅伏せしめるということまでいかないと、なかなか困難じゃないか。しかし他面におきまして、首都圏

の仕事が漸次進んでいって現実に一本化しなければ、こういう障害があるという具体的なこの事例が累積してきまると、世論の力でこれができるのじゃないか。かように考えるわけでありませうけれども、はなはだ頼りないお答えになつて恐縮ですが、今率直に私が申し上げますと、そういうような感じを受けておる次第でございます。

(正直だと呼ぶ者あり)

○重盛壽治君 ほんとうに正直な御答弁でけっこうですが、そこで問題はやはり予算の一本化がなされないとして、首都圏に対する、これは特に首都圏の事務局長からも聞きたいのだが、考え方というものは、農林省あるいは建設省各自思いの立場でもいいのだが、その場合に首都圏の一本化の予算でなくとも、この首都圏のうちに予算というもので、これを何とかいいますか、確保して首都圏というものを推し進めるといふこの熱意はどうですか。

○國務大臣(根本龍太郎君) 私から申し上げます。これは要するに、今までは基本計画なるものは非常に観念的であつたのであります。整備計画ができていないためにその点が非常に弱かつたと思ひます。そこでこういうふうな事業計画並びに整備計画が策定されて、これに対する一応の年次計画等も出て参りますれば、これは従つてこれに対する予算措置というものはできてくると思ひます。ところが今まで首都圏が充足して時間不足になつたために、それがはつきりと具体的な計画の裏付けがなかつたために、どうしてもあれだつたのですが、そういう意味において、先ほど来いろいろの御教訓

並びにいろいろのお叱りを受けました、やはりこういうものができまして、そうして法的基盤の上に立つて具体的計画が進められる根拠ができますれば、漸次進んでいく、その意味において今回御審議を願つておる開発計画の整備法案というものは、必ずしも御指摘の通り十分ではありません。しかしながらこういうものができて、これに基く実施計画ができて参りますと、各省の個々のいろいろの計画がこの一点において集中されて具体化される。かように思ひまして、その方向に従つて今後努力して参りたいと思つておる次第であります。

○委員長(竹下登次君) 他に御発言ございませんか。

○重盛壽治君 そうすると、この法律ができることによって、首都圏全体が非常に推進できるのだ、そういう結論をお持ちですか、大臣は。

○國務大臣(根本龍太郎君) 私はそう思つております。

○重盛壽治君 そこでちよつと聞きまします。この市街地開発区域の指定は、かりにきょうこの法律ができたとして仮定して、これは大体いつごろまでにやられるのか。これはさつき、石井さんや田中さんから聞かれたことと同じようになるが、こういう融資の問題と關連するが、一体どういう構想でやるのか、これが一点と。時間がながいからいま一点だけお聞きします。市街地開発区域を指定し、工業都市あるいは住居都市として發展させていく、この基本方針はけっこうです。けれども、この市街地の産業及び人口の増大を防止する、こういう計画をほんとうに具体的にどういう成

果を考へておられますか。これを一ついつごろまでに指定をし、どんな構想でやるかということ、具体的にどんな成果を、この法律を作ることによつて期待しているか聞かしていただきたい。

○政府委員(吉岡憲一君) 市街地開発区域の構想でございますが、これは市街地開発区域の指定には、直接この法律がなくてはならない、手続的になくてはならぬという問題でございます。

○重盛壽治君 それなら作らない方がいい……。

○政府委員(吉岡憲一君) 指定は、指定の手続です。手続自体は首都圏整備法でできることになっております。ただそれを整備していくために、この法律が必要になるのであります。具体的に考へておられます指定は、八王子、日野地区と相模原、町田地区、この両地区が審議会で御決定いただいております。

これは正式に告示をすべく手続を進めている状況であります。このほか千葉と大宮、浦和、この二地区について手続を進めている状態です。

これは結局手続と申しますと、大宮の方につきましては土地の買収を住宅公団に頼んでいる。千葉の方は埋め立ての予定をいたしている。これがあつて御答申したく予定にしております。

それから三十三年度といたしましては、ほかにも一地区だけ、まだ決定をいたしておりませんが、市街地開発区域を整備する予定にいたしております。それから将来の問題であります。基本計画では二百七十七万人口を既成市街地の中から外へ移す。これは

中から外へ移すという語弊がありますが、将来ふえる人口のうち、二百七十七万人を市街地開発区域において定着させようという意味であります。そういうことから考えますと、この八王子、相模原両地区についてのおおの十程度の人口吸収を予定しております。

ので、そういう計算からいたしますと、基本計画は二十年計画でありますから、およそ二十年の間に移すということになるのであります。これは市街地開発区域の指定をしてすぐできるわけじゃないので、いろいろ施設をしなければなりませんから、二十年でそれだけできるとは断言できませんが、

あるいは三十年ぐらいの間に約三百万近いものを定着させよう、それによつて既成市街地内の人口の増加を防止しようという構想であります。

○重盛壽治君 これはどうもさつき石井さんも聞いたようだが、二百七十七万の人口を移しても、既成市街地の方が結局減らないと、新しく来るものはたとえば許可制か何かにして押えて、新しいものだけを向うへ持つていく、こういうことになるのです。そうすると既成市街地の何か余波を受けてふえるようなことがあつて、減つていくという法的な措置は、これは首都圏審議会の基本方針として、今の既成市街地の中に、六百万いるか七百万いるか知らぬが、それを少し多摩の方に持つていくという、その持つていく方法を規制する方法は何かあるのですか。何か地方長官にでも命令を下し得るとか何かありますか、それを伺います。

○政府委員(吉岡憲一君) 規制の方法をいたしましては、人口の転入自体を

制限いたしましてもなかなか効果がなないのじゃないか。結局無理な規制の仕方をして、ほんとうに人口がそれだけ押えられるか、という疑問がございます。そので、人口が動くもたになります。大増設を制限することと考えております。その制限の法律は、なるべく近い国会にお願いをしたいと考えている次第であります。

○重盛壽治君 この土地がたとえば今、相模原と千葉と何か所かきまつたという、それをきめる場合には、その関係市町村の意見を今まで聞かないわけでしょう。大体こつちできめつけてしまつて、それから実施する場合に、初めて、さつき土地収用法でやれとか話し合ひでやれとかということが出てきた。それは、これを実行に移す場合には、当然まあ土地収用法というものは、田中さんの言う通りに、いいものならそれもけつこうだが、やはりおれの土地を取られるのだ、話し合ひでいくのならまあいいが、という感じの方が強いと思うのです。そういう場合に「関係市町村の意見をきくことを要しない」という字句は、これは、どういう方法をとるといふことがここに含まれているわけですか。

○政府委員(吉岡憲一君) この条文の「関係市町村の意見をきくことを要しない」といふのは、これは都市計画の区域をきめる手続だけのことであります。市街地開発区域にするかどうかという問題は、やはり地元市町村の意見、それから都県の意見、これは十分正式には聞いておられますが、事実上あらかじめ聞いて手続を進める次第でございます。ただ、市街地開発区域

を正式に指定してから、いろんな準備をやつていくかと申しますと、これは事実上、非常にそういうことをやりますと、先ほどお話をあつた、地価の暴騰等がございましてなかなかやりにくいじゃないか。まあこういうことで、あらかじめ住宅公団に相当な工場用地を買収させまして、そしてその買収ができたところで正式の指定をやりたい、こういうふうな考えている次第であります。

○重盛壽治君 首都圏の国有財産というものは、一体どうなつていくのか。いま一つ、この「政令で定める製造業」といふものは、一体どういう種類のものか。

○政府委員(水野孝君) 市街地開発区域における国有財産の問題でございますが、ただいま事務局長からお話をいたしました、近く指定をしようという地区につきましては、大きな国有財産というものはございせん。

従つて、まあ、その国有財産の点につきましては問題ないわけでございますが、今後指定をいたします地区におきましては、国有財産が相当あつて、国有財産が特に工場用地に転用が可能であり、転用することが適當であると、こういうような地区も予想されますので、そういう場合におきましては、国有財産法並びに国有財産特別措置法の特例を一つ認めていきたいというところで、本法案の第七條の規定を設けた次第でございます。で、本法案の第七條で、従来の国有財産法並びに国有財産特別措置法と違ひます点は、国有財産特別措置法におきましては、政令で定める重要産業というところで四十種類の産業が指定されております。

これは現在のわが國の情勢から見まして重要だと、こういうような観点からこの四十種類の産業を指定しているわけでございますが、私どもの、市街地開発区域の育成発展をはかる、こういう見地からいたしますと、この四十種類の重要産業という観点での産業の指定の仕方では、非常に産業の範囲が狭いわけでございます。そこで、私もといたしましては、たとえば精密機械産業、こういうようなものは漏れておるわけです。そういうようなものは、市街地開発区域の育成発展をはかります上に、われわれとしては非常に重要と思われる産業でございますので、その市街地開発区域の育成発展をはかるという見地から、この政令で産業を指定をいたしまして、国有財産法によりまして、延納が五年というところになっておりますが、これを十年まで延納ができる。こういう特典を与えることにいたしましたのでござい

す。

○委員長(竹下豐次君) ほかに御発言ございませんか。……他に御発言もないようですから、質疑は尽きたものと認めて御異議ございませんか。

○委員長(竹下豐次君) 御異議ないと認めます。それではこれより討論に入ります。御意見のおありの方は賛否を明らかにして順次御発言を願ひます。……別に御意見もないようでございますから、討論は、終局したものと認めて御異議ございませんか。

○委員長(竹下豐次君) 御異議ないと認めます。これより採決に入ります。首都圏市

政令で定める重要産業というところで四十種類の産業が指定されております。

これは現在のわが國の情勢から見まして重要だと、こういうような観点からこの四十種類の産業を指定しているわけでございますが、私どもの、市街地開発区域の育成発展をはかる、こういう見地からいたしますと、この四十種類の重要産業という観点での産業の指定の仕方では、非常に産業の範囲が狭いわけでございます。そこで、私もといたしましては、たとえば精密機械産業、こういうようなものは漏れておるわけです。そういうようなものは、市街地開発区域の育成発展をはかります上に、われわれとしては非常に重要と思われる産業でございますので、その市街地開発区域の育成発展をはかるという見地から、この政令で産業を指定をいたしまして、国有財産法によりまして、延納が五年というところになっておりますが、これを十年まで延納ができる。こういう特典を与えることにいたしましたのでござい

す。

街地開発区域整備法案を問題に供します。本案を原案通り可決することに賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(竹下豊次君) 全会一致でございます。よって本案は、全会一致をもって原案通り可決するものと決定いたしました。

なお、本会議における口頭報告の内容、議長に提出すべき報告書の作成、その他自後の手続につきましては、慣例によりこれを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(竹下豊次君) 御異議ないと認め、さように決定いたしました。

それから、報告書には多数意見者の署名を付することになっておりますので、本案に賛成のお方は順次御署名を願います。

多数意見者署名

内村 清次	坂本 昭
重盛 壽治	武藤 常介
岩沢 忠恭	田中 一
石井 桂	酒井 利雄
迫水 久常	鈴木 万平
村上 義一	

○委員長(竹下豊次君) それから継続調査要求に関する件についてお諮りいたします。本委員会は、従来より、建設事業並びに建設諸計画に関する調査を行なつて参りましたが、本会期中に調査を完了することが困難であるので、この際、閉会の場合におきましても、継続して調査を行うこととし、本院規則第五十三条により、継続調査要

求書を議長に提出したいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(竹下豊次君) 御異議ないと認め、さように決定いたしました。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(竹下豊次君) 御異議ないと認め、さように決定いたしました。

○委員長(竹下豊次君) 次に調査案件を議題にいたします。

○国務大臣(根本龍太郎君) 本国会中いろいろとお世話になりました。特に建設業関係に関連いたしました。非常に貴重な御意見を拝聴し、今後建設行政の推進に当りまして、十分にこれを考慮に入れます。委員会の皆様の御趣意を体して実施したいと思ひます。長い間どうも大へんありがとうございました。(拍手)

○田中一君 どうも大臣に先手を打たれちゃって……、これから本国会中の問題について大臣の所見を伺おうと思つておつたのですが、先手を打たれると私のほこ先が鈍ってくるので非常に困つたわけなんです。一つ……

○委員長(竹下豊次君) 会議は継続いたしておりますから御遠慮いりませ

○田中一君 実は、御承知のように、定員法の問題も一応政治的な解決をみまして、七千名程度の定員増というところがきまつたのでございませうけれども、実はこの要求を各地方の職員の間から数々の方法で陳情があつたわけ

なんです。その際、地方的にみますと、第一の問題は、超勤の未払い、旅費の未払い、こういうものが非常に多いのです。そこでまあ一つの例を見ますと、九州の大部分の工務事務所などは百万以上の金が未払いになつておるのです。そういうものを陳情に各事務所並びに局の方に参りますと、それは集会である、けしからぬと言つて弾圧というか戒告をする、あるいは訓告をするというふうな処分をいたしておるのです。私はこれはまことに遺憾な問題であつて、大臣の耳には入らなくても、官房長あたりの耳には地方々々で起つておるそういう事例が耳に入つてい

かどうか。たとえば年次休暇をもらつて局の方に陳情に来る、すると年次休暇をやつたおぼえはないということを書いて、今までの慣例というものを無視して訓告をする、あるいは賃金カットをするというふうな事例が相当起つております。全く定員法の問題等につきましては建設大臣初め、官房長も、省をあげて当然一万八千二十名の者は定員化すべきであるというふうな御主張をなすつておつたにもかかわらず、末端はそれの具体的な行動をみると、賃金カットあるいは訓告というふうなことになる。つまり、やはり建設工事というものは阻害され、生産意欲を失うということになりまして、この点がある限りならば、それに対してどういふような措置をおとりにならうとするか。むしろこれは出先機関の地方々々の権限でやつておることが多いと思ひますが、取り消し等も非常に好ましいことでありませうけれども、今後の問題をどう処するかを伺いたいと思ひます。

○国務大臣(根本龍太郎君) 定員法の問題に関連して、公務員並びに職員が不当なる政治行動をした、という事実はないわけではございません。従ひまして、これに対する処分を今私としては考へておらないわけでありませう。各出先機関におきまして、超勤あるいはまた旅費の支給が完全に行われていないという事実がございませうれば、十分事情を調査の上で善処したいと存じております。

○田中一君 同時にまた定員法の問題は、この国会で大体一応結論が出ることになつておりますけれども、やはり地方の現場あるいは局等で行き過ぎた処分等はなさらないように、大臣から一応通牒をお出しになることができるかどうか。

○国務大臣(根本龍太郎君) 現在われわれの方に対しては、出先機関において、この定員法の問題に関連してこういう事態があつて、従つてこれは公務員法違反、あるいはまた行き過ぎだ、ということのために処置をした、という中絶はございませう。従つて私らは現在のところ、ないと思ひますから、ないものに対してそういうような措置をすべきではないと思ひます。また個々の問題について、これは認識の相違があるかも知れませんが、みな出先の地建の局長は良識ある、しかも自分の部下をかあいがつておる、良識ある上司でありませうから行き過ぎのことはないものと考え、従つてこれに關して処分をどうするか、あるいはまた緩和するとかいふ、こちらから指令を出す必要はないものと考えておる次第でございませう。

○田中一君 では具体的に申します。東北地建では昨年から定員法の問題、あるいは超勤の問題、旅費等の問題について数々の陳情をしております。年次休暇をもらつて事務所にあるいは賃金カットをやつておる、この事実は調査の上、確認していただきたいのです。どういふ処分をしたかということをお調べになつて確認していただきたい。同時にまた局長その他の工務部長等は割合に仕事に理解があるから、そういう点については支障のないような措置をとつておると思つておりますが、何と言つても当面の責任者の庶務部長等は、私自分現場に行つてつくづく思ふのですけれども、これは相当行き過ぎたことをやつております。むしろ職員の間には行き過ぎか行き過ぎでないか紙一重の違いもございませうけれども、その場合には行き過ぎ、線を越したというふうな認定のもとに処分をする傾向が多分にあると思ひますので、その点は調査の上一つ行き過ぎのないようにお取り計らい願ひたいと思ひます。

○国務大臣(根本龍太郎君) 具体的事例を事務当局をして調べさせまして、善処したいと思ひますが、行き過ぎという点がございませうれば、今後そのようなことのないようにいたさせます。が、おそらくそれはどちらが行き過ぎたかという問題になると、なかなかむづかしい問題になるかと思ひます。処分をする方では非常に寛大な処置をしたと思つても、処分をされた方は非常に不満足な処置をされたと思ふこともありませうし、また職員の方で、これは合理的にして妥協する方法をもつて陳

情をしたと思つても、客観的に見て、これが非常に行き過ぎたと見られる点もあるかも知れませんが、要はこのまでも公務員並びに職員は、国家公務員たる秩序を維持しつつ、しかも職務に精勵する立場をとつておりますから、その点はやはり道義的に守つていただくが、また上司もただ単に罰を加えて権力をもつて威圧するということ、は、やるべきではありませんので、どこまでもその点は合理的に、客観的に感情を交えず正当、公正な措置をとつていきたいと思つております。

○田中一君 これも一重に建設大臣が、昨年来一万八千二十名という該当するこれらの職員を、当然定員化するべきであるという御主張に感激し、そうしてその大臣の主張にこたえるためにも、せめてその行動を示したのであるが、これはまことにその精神においては、大臣の気持と何ら変わりなく、大臣の思想を多少行動で現わしたにすぎないのである、従つてその点は十分に愛情を持った処置が望ましいと思ひます。ことに大臣は、いよいよ二、三日で解散を迎えられるのでありますから、選挙になりますと、いろいろなこともございますから、そのような御措置をとられることは、まことに賢明であらうと存じますので、よろしくその点はお願ひ申し上げます。

次に伺ひたいのは、前国会で社会党、自民党、緑風会の共同提案で出された建築士法の一部改正、これの実施もおそらく聞いておりますと、昨年度末中に諸般の手続も済んだものと思ひます。その結果、最後の審査等も終了したと思ひます。それらによつて見られた結果の報告を一つお願いしたいと思ひます。

○政府委員(植田俊雄君) 二級建築士の選考が昨年の法律によつてきまりまして、十一月末で締め切りましてからの選考を始めたわけでございます。申請の件数は七万九千件でございます。そのうちで無審査で合格いたしました数が五万四千九百八十八名でございます。なお審査による選考が残つてゐるわけでございます。現在審査中でございまして、まだその各県からの結果報告については、集計、また報告を受けるところまで至つておりませんので、これがまともな次第、できるだけ近い機会に本委員会に御報告申し上げたいと存じております。

よつて見られた結果の報告を一つお願いしたいと思ひます。

○田中一君 国会も解散になりますと、自然閉会になりますから、その際には各委員にその資料を配付願ひたい、かように思ひます。

最近、これは建設省の住宅局長から、現在ありますところの日本建築士会の役員から、今住宅局長から報告された五万何千人の人たちが、法律の改正によつて持たれる民法上の団体を作りたい、というような希望があることを察知いたしました。建設大臣は、現在ありますところの日本建築士会以外の団体には、法人格を認可しないでくれという要請があつたやに聞いておるので、それに対して住宅局長があるいは指導課長が知りません、どちらか知りませんが、名前ははつきり知りませんけれども、おそらく当面の責任者はその二人ですから、どちらかが必ずそれらの団体には法人格を与えない、ということをや束したということを、風聞と

して聞いておるのですが、それらの事實はございましたか。

○政府委員(植田俊雄君) ただいま田中先生のお話にありましたことは、私は全然関知いたしておりませんし、また今のお話にありましたような風聞も私は聞知いたしておりません。

○田中一君 そういたしますと、あの法律の改正によつて持たれたように、もしもそれらの全国的な組織を持つ相当の数の者が、大臣に民法上の法人としての、法人ということがきめてございまして、民法上の法人としての性格を与えてくれという手続がありまして、ときには、むろん許可を願えるものという工合に理解してよろしゅうございしますか。

○政府委員(植田俊雄君) 今回選考によつて二級建築士になられました方が、既存の建築士会にお入りになることも御自由でございまして、またそれに入るのがいやだということでも別の団体をお作りになることも、これも御自由でございまして、しかしこの新しくお作りになりました団体を、民法上の公益法人に認めるかどうかということになりまして、そのでました団体が、公益法人として大臣認可をいたしますに適當な資格を持つかどうか、ということが一つの判定の問題になるわけでございますが、そういう団体が結成されまして、出願されました場合におきましては、その際の問題といたしまして考究いたしたいと存じております。

○田中一君 次に、建設大臣御承知のように職業訓練法が昨日、本院の社会労働委員会を通過いたしました。そこで私も社会労働委員会の委員となつて、向うへ行つて石田労働大臣に相当

質問をしたわけでございますけれども、あの法律によるところの技能士という資格、あの法律で一定の期間を経ますと、試験を受けて技能士の資格を与えられます。同時にまた職業訓練を行う職業訓練指導員というものが、やはり国が与える資格としてあの法律に明記してございまして、今、住宅局長に質問いたしましたような、建築士法に明記してありますところの建築士、この資格、それらの点が職業訓練法によりまして、現在では百二十四の職種にわたつており、かつまた今後国民からの要請があれば審議会の議を経て追加してございまして、というような考えも持つております。そこでそういう国が与える資格の問題でございしても、これに対して建設大臣としては、この職業訓練指導員、建設に關連する建設業法に指定しておりますところの二十幾つかの職種、あるいはあれに指定されないでも同じような建設関係の職種、指導員並びに技能士という資格に対して、どういう見解を持つておるか、そしてまた社会的にも、あるいは今後国が年度の予算を組む場合の処遇の点の相違などは、どういふ考えを持つておるか。と申しますことは、労働大臣、建設大臣が協定して作つておりますところの技能労働者の標準賃金、これを改訂しなければならぬということを、労働大臣は委員会でも言明しております。同時にまたそれの方々の単なる技能労働者という以外に、職長的な職階をも考慮するということも言明してあります。これは本年度はもう済んでおりますが、明年度これは三年の訓練期間がございしますけれども、建築士並びに職業訓練指導員というものは約二、

三万人だと記憶しておりますが、もはやその資格を持つておる者がおります。そういう点についてどういふ工合に考へておられるか伺ひたいと思ひます。

○國務大臣(根本龍太郎君) どうも非常に専門的なことで、私十分承知しておりませんので、事務当局から答ひいたさせたいと思ひます。

○政府委員(植田俊雄君) ただいまのお話のございました、職業訓練法に基づく技能士及び指導訓練員の問題でございますが、この職業訓練法と建築士法とは法の体系が別でございまして、厳密に申しますれば、関連はないわけでございますが、しかし技能士としての資格を持つ者、訓練指導員としての資格を持つ者が今後建築士の試験を受けます場合に、この年限の計算その他においてどういふ立場を与えるか、という問題が当然起つてくるかと存するわけでございまして、この法律が施行されまして、この資格を持った方々がどういふ実力を持つか、ということが明白になりますれば、現在の年限の計算等も勘案いたしますと、こういう人たちが決して不利な立場にないような適當な立場におきまして、二級建築士の受験資格の算定に當りまして考慮して参りたい、と思つておるわけでございします。

○田中一君 処遇の問題は。○政府委員(植田俊雄君) 処遇の問題につきましては、私の方が建築行政だけの問題でございしますので、これは予算とも関連するものでございします。別の政府委員からお答へするのが適當かと存じております。

○田中一君 処遇の問題は。○政府委員(植田俊雄君) 処遇の問題につきましては、私の方が建築行政だけの問題でございしますので、これは予算とも関連するものでございします。別の政府委員からお答へするのが適當かと存じております。

○田中一君 官房長から答弁願いたいと思う。

○政府委員(柴田達夫君) 今の職業訓練法の結果、技能士あるいは職業訓練員等というものができて参ります。ば、自然それらのものの資格というものができてくるわけでございます。これはそれらのものの待遇と申しますか、社会的地位と申しますか、賃金というところに非常に関係してくる要素が出て参るといふことは、これは当然あると思ひます。まあ職業訓練の成果が現われなければ、具体的にはその結果がわからないと思ひますけれども、私も職業訓練法のことはわかりませんが、それらの立法の趣旨は、一つは確かにそこにあることであらうと思ひますので、その成果が現われます場合におきましては、PW等にも相当の影響が当然現われてくるものであらうと思ひます。

○田中一君 そこで夏場になりますと、特別国会でも持たれるようになりますと、三十四年度の予算の編成ということにかかわるわけでございます。そこでその際に、労働大臣は当然処遇の問題は考えなければならぬということをおっしゃいます。むしろこれは職業訓練指導員という、労働大臣の認定といひますか、国家資格を与えられております。これらの者とやはり相当な処遇の違いが出なければならぬと思ひます。ことにPWの改定は考えなくてはならぬといふし、それから職長制度というものも当然考えなければならぬといふことを言っておりますので、十分に労働省と連絡をとりまして、三十四年度予算の編成に当っては、これらの法律の制定の精神を十分に生かして、建設労働者にやはり生産意欲を起すような措置を話し合つていただきたと、かように思ふのです。

○政府委員(柴田達夫君) 労働省の方と緊密に連絡をとりまして、PWが變つて参りますれば、公共事業全体の予算にも影響して参ることでございます。また一般の建設業につきましても影響して参ること、これは指導員でございますから、十分連絡を密にしてやつて参りたいと思ひます。

○田中一君 もう一点伺ひたいのです。が、やはりこれも昨年の通常国会で、議員提案で両院を通過いたしました、宅地建物取引業法の改正がございまして、この実績はその後どうなつてゐるか。それから、最近また、これから始める請願の中にも入つておられますけれども、全面的に、あの法律に対する新設の制度反対、というような意思表示の請願もございまして、それらに対する政府の見解はどうであるか、そういう点について御答弁願ひます。

○政府委員(植田俊雄君) 宅地建物取引業法の昨年の改正につきましては、一部昨年の八月一日から実施になつております。取引員の試験制度はまだ実施になつておりませんが、供託金の制度が実施になつておりまして、これも既存の業者ではなく新規登録業者であります。これは昨年の八月から、供託によりまして新たに約三百人の登録業者が出ておるわけでありまして、次に、私も伺ひたいと思ひます。試験のやり方につきましてもいろいろ研究を要する問題がございまして、試験審査制度につきましても準備の調査の委員会を、民間の学識経験者の方に御依頼いたしまして、昨年末以来研

究いたしたのでございますが、その試験科目のきめ方その他につきましては成案を得まして、すでに省令いたしまして公布いたしておるわけでございます。

次に、今後の試験の準備につきましても、各府県におきまして予算を組んでいただきます関係上、早く大体の方針を示す必要がございまして、七月二十二日、事務次官名をもちまして施行の通牒を出しておるわけでございます。それに基きまして、各府県といひましては、試験に必要な予算は三十三年度予算に計上することに努力してくれておるものと存じておるのであります。

次に、試験のやり方でございますが、試験科目につきましてはすでに省令で決定いたしておりますが、何分にも新しい試験のやり方でございますので、この試験のやり方につきましても、ただいまどういふ方式が実情に合うかといふことにつきまして、もっと細目的な問題を作りまして検討をいたしておるわけでございます。何分にも、先ほど申し上げましたように、新しい試験でございますが、全面的施行につきましても、昨年の七月末から二年間の猶予期間がございしますので、この二年間の猶予期間といふものを最大限に活用いたしまして、その間に準備いたしますならば、昨年の改正の御趣旨に沿うような運用ができるものと、また何とかしていただきたいということと準備をいたしておるわけでございます。

問題点といたしましては、試験のやり方についても問題がございまして、この試験を受けられる方、特に既存業者でこの試験を受けねばならぬ方が相当あるわけでございます。そういう方々が私どもの実施いたします試験にうまくパスしてもらつたためには、相当に勉強していただくためには、私も勉強していただくためには、テキストも用意いたしますが、同時に講習を相当ひんぱんに行ひまして、講習を受ければ、試験を受けることについてそうおそれる必要もないといふふうにして参りたい。そういうことにおきまして、最近におきましては、試験のやり方もさることながら、講習をどうして実効をあげるかといふことにつきまして、私も係員とともに日夜苦心をいたしておるわけでございます。来月末ごろに、あるいは地方の建築課長を集めて、この問題について話し合ひをすることができると存じておりますので、その際には相当の実情に沿つた講習計画、あるいは試験計画ができた上ではなからうかと存じております。

次に、宅建業法の改正の問題につきまして政府の意見はどうかという御質問でございますが、私も事務当局といたしましては、ただいま各方面で御要望がございましたような改正案を、政府立法として出す予定はございせん。

○委員長(竹下登次君) ちよつと速記をとめて下さい。

○委員長(竹下登次君) 速記を始めて下さい。

○田中一君 今の宅建業法の改正の問題については、請願が参つておりますから、そのときもう一ぺん局長から御意見を伺ひます。

○委員長(竹下登次君) これより請願の審査に入ります。

午後三時四十八分速記中止

午後四時二十四分速記開始

○委員長(竹下登次君) ただいまの審査の結果、第八百六十二号地名表記訂正に関する請願外四十件は、議院の會議に付するを要するものにして、内閣に送付するを要するものと決定して御異議ございせんか。

○委員長(竹下登次君) 御異議ないと認めさうに決定いたしました。なお報告書については、これを委員長に御一任願ひたいと存じます。御異議ございせんか。

○委員長(竹下登次君) 御異議ないと認めさうに決定いたしました。

本日これにて散会いたします。

午後四時二十五分散会

四月十八日本委員会に左の案件を付託された。

一、首都圏市街地開発区域整備法案(予備審査のための付託は四月十二日)

昭和三十三年四月二十八日印刷

昭和三十三年四月三十日發行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局